

給付金請求にあたって

給付金請求までの流れ

火災や自然災害等により、加入する住居に被害を受けた場合は、次の流れに沿って、給付申請を行ってください。

ひとつの災害につき一度の申請となります。ご注意ください。

STEP1 罹災状況の確認

- 罹災状況や損害の程度を確認してください。
- 原因(台風〇号等)、被災日時を確認の上、被害箇所が特定できる写真を撮影してください。

【撮影する写真】

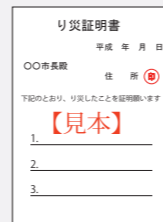
- 住居表示・表札・建物全景の写真
- すべての損害箇所の写真(損害箇所のアップだけでは不可)

※被害箇所が多く分かりづらい場合は、被害箇所を記載した見取図を用意してください。



STEP2 罹災証明申請

- 管轄の区市町村役場または消防署に申請の上、「罹災証明書」の発行を受けてください。
- 「罹災証明書」は**原本**が必要です。
- 自治体により発行期限など異なりますのでご注意ください。



STEP3 罹災報告

- 加入者のしおりに掲載の「罹災状況報告書」にて所属組合経由で住宅あんしん共済宛に被害状況を報告してください。(FAX可)
- お手元がない場合は所属の労働組合より入手ください。



組合経由で送付 → 住宅あんしん共済

【罹災状況報告書】

罹災証明書が

一部損焼・一部損壊 半焼・半壊未満 床下浸水 準半壊に至らない の場合は A へ進んでください。

小焼壊 半焼壊 大規模半壊 全焼壊 床上浸水 の場合は B へ進んでください。

A STEP3で罹災証明書が 一部損焼・一部損壊 半焼・半壊未満 床下浸水 準半壊に至らない の場合

STEP4 修理開始

- 修理の前に業者に「修理見積書」の作成を依頼してください。その後に修理を開始してください。
(注) 屋根の上等、自力で写真撮影が困難な場合は、業者の見積り作成の際に撮影を依頼してください。

STEP5 修理完了

- 修理が完了したら、次のものを準備してください。
- ① 修理明細書 ② 領収書または銀行振込控 ③ 請求明細書 ④ 修理後の写真
- (注) 「修理後の写真」は、修理した全ての箇所に必要です。

STEP6 給付請求の準備

- 加入者のしおりに掲載の「罹災報告書および給付金請求書」をご準備ください。お手元がない場合は所属の労働組合より入手ください。
- 必要事項をみれなく記入してください。また、裏面に必要添付書類が記載されているので、請求に必要な書類がそろっているかもあわせて確認してください。

STEP7 給付金請求手続

- 「罹災報告書および給付金請求書」を所属の労働組合経由で住宅あんしん共済宛に送付してください。
(注) 上記書類の送付前に、記入漏れ、必要書類の添付漏れがないかを確認してください。

STEP8 給付金支払

- 給付金は、申請から2週間程度を目安に、労働組合口座または加入者の指定口座に送金されます。

B STEP3で罹災証明書が 小焼壊 半焼壊 大規模半壊 全焼壊 床上浸水 の場合

STEP4 給付請求の準備

- 加入者のしおりに掲載の「罹災報告書および給付金請求書」をご準備ください。お手元がない場合は所属の労働組合より入手ください。修理は不要です。

STEP5 給付金請求手続

- 「罹災報告書および給付金請求書」を所属の労働組合経由で住宅あんしん共済宛に送付してください。
(注) 上記書類に加えて、「罹災証明書」原本、「罹災状況の写真」を添付してください。

STEP6 給付金支払

- 給付金は、申請から2週間程度を目安に、労働組合口座または加入者の指定口座に送金されます。

IV.給付金の請求書類

1.罹災報告書および給付金支払請求書類一覧表

給付金の請求に当たっては、必要な書類一式を組合経由でUAゼンセン共済事業局にご提出ください。
請求に必要な書類は、下記一覧表に記載の通りです。
各請求書は、本冊のコピーを利用、もしくは所属組合に請求してください。

	罹災報告書および給付金請求書	公的機関の証明書 (注1)	請求書・領収書(コピー可)・ 修復工事の見積書 (注2)	同意書 (注3)	被害を証明する写真 (注4)	敷地全体の見取り図 被害建物の間取り (注5)	死亡を証明する公的書類	修理後の写真 (注6)
火災・航空機の墜落・車両突入・爆発による火災・水漏れ (全焼壊・大規模半壊・半焼壊・小焼壊)	●	●			●	●		全ての修繕金の場合(共済金申請時は不要)
火災・航空機の墜落・車両突入・爆発による火災・水漏れ (一部損壊の被害)	●	●	●		●			
風水雪凍害	●	●	●		●			
床上浸水	●	●	●		●			
床下浸水	●	●	●	●	●			
地震による損壊被害	●	●	●		●			
地震のときの火災	●	●	●		●	●		
その他の住宅災害修繕金	●	●	●		●			
生命共済見舞金	●						●	

- (注1) 公的機関の証明書について明かに全焼・半焼・小焼または、全壊・大規模半壊・半壊・準半壊(小壊)の被害は、罹災証明(原本)と写真で給付いたします。被害箇所の確認のため、見取り図を提出していただく場合があります。
- (注2) 修復工事の見積書、請求書、領収書(コピー可)について一部損壊の被害は、修理終了後の請求になります。落雷による家電製品の被害は、修理費用が対象です。買替えた場合、領収書を添付してください。(買替え/1点につき10,000円限度)
- (注3) 同意書について発行元に確認することを加入者が同意する書類となります。
- (注4) 被害を証明する写真について被害箇所が特定できる写真数枚を写してください。修理前後の写真が必要です。一部損壊の被害の場合、修復工事・修理が原則ですが、建て直しやレベルアップした場合も写真を写してください。
- (注5) 被害建物の間取り、敷地全体の見取り図(手書き可)について写真だけでは判別不可能な場合や、見取り図により被害箇所が特定できる場合に必要となります。
- (注6) 共済金申請の場合は、修理後の写真は不要です。

2.給付申請時の必要書類

関係書類等を添えて、お送りください。

- 公的機関(自治体・消防署)の証明書(罹災証明書)**…市役所等に問合わせをお願いします。
「罹災証明」が発行されない場合は住宅あんしん共済事務局までご相談ください。
※全焼・半焼・小焼または全壊・大規模半壊・半壊・小壊の被害は公的証書(罹災証明)の原本が必要です(「罹災証明」の原本と罹災状況の写真で給付します)。
※一部損壊(準半壊に至らず)の場合で罹災部分修理費用実額が100万円を超える場合は、罹災証明書を添付してください。
※火災の場合で小焼以上の被害を受けられた場合は、状況によりUAゼンセンから依頼された調査員が現地調査に伺います。
- 被害を証明する写真数枚**
※被害箇所・被害状況が特定できる写真、表札・住居表示、建物の全体がわかる写真等、数枚
※一部損壊(準半壊に至らず)の被害は、修理終了後の写真も必要です。
- 被害の程度が「一部損壊(準半壊に至らず)」の場合**
※罹災部分修理が対象です。
※罹災部分修理費用実額の範囲内(家財は対象外)で給付します。
※修理終了後に見積書、請求書(明細書)、領収書を添付してご請求ください。(コピー可)
※エアコン室外機、給湯器等を修理不能で買換えた場合、購入当時の金額がわかる書類及び破損品の写真・型番等が必要です(使用年数および購入時の価格、代替品の価格等を基に減額率を適応します)。
- 写真だけでは被害の判別が困難な場合**…被害建物の間取り、敷地全体の見取り図(手書き可)
※見取り図による被害箇所の特定をお願いします。
- 被害および事故があった際には、速やかに修復工事・修理を行い請求してください。
※早期修復が困難な場合は、先に罹災状況報告書(別紙)により報告をお願いします。
- 大規模災害等ですぐに工事ができない等、正当な理由のない場合は3か月以内に請求をお願いします。

3.罹災部分修理費用実額(認定額)の考え方(定義)

- 罹災部分修理費用実額は、災害が直接的原因で被害を受けた箇所を現状まで復帰させるためにかかった費用のことです。
- 実務的には、罹災証明書・写真・見取り図・修理見積書・請求明細書・領収書を確認し、修理費用実額を認定します。

4.床下浸水の認定方法について

床下浸水の被害にあった場合の認定方法については次の手続きで罹災を認定します。

- 業者に依頼し修復工事を行う場合
 - 床下浸水による被害の修復に係る工事業者の床下浸水復旧工事を行う(行った)旨が記載されている見積書、請求書、領収書の提出
 - 同意書の提出(提出書類について発行元に確認することを加入者が同意するもの)
 - 床下浸水したことがわかる写真、新聞記事などの提出
- 業者に依頼せず自身で修復する場合
 - 修復に必要な機材や薬(消石灰など)を購入した場合、購入店などの領収書及び明細書にそれらが記載された書類の提出
 - 同意書の提出(提出書類について発行元に確認することを加入者が同意するもの)
 - 床下浸水したことがわかる写真、新聞記事などの提出

なお、(1) (2) の申請における罹災の認定にあたって、提出書類はそれぞれ1)～3)を全て必要とする。